

① 特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()					
当 期 中 の 適 用 期 間	1	・ ・	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 (11)、(16)、(21)又は(別表十四(六)付表二「6」)	6	円			
特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 区 分	2							
特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日	3	・ ・	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)、(36) 又は(別表十四(六)付表二「11」)	7				
特定適格組織再編成等に係る被合併法人等の名称	4							
支 配 関 係 発 生 日	5	・ ・	特定資産譲渡等損失額の損金不算入額 (6) + (7)	8				
特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算								
(1)の期間における特定引継資産の 譲渡等特定事由による損失の額	9	円	(1)の期間における特定保有資産の 譲渡等特定事由による損失の額	12	円			
(1)の期間における特定引継資産の 譲渡又は評価換えによる利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の 譲渡又は評価換えによる利益の額	13				
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9) - (10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12) - (13)	14				
特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算								
特 定 引 継 資 産			特 定 保 有 資 産					
時価が 純ある 産場合 超過	時 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (六)付表一「6」-「7」〕	15	円	時価が 純ある 産場合 超過	時 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「6」-「7」〕	22	円	
	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	16	0		特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	23	0	
簿価 純資産 超過額 がある 場合	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (六)付表一「7」-「6」〕	17		簿価 純資産 超過額 がある 場合	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「7」-「6」〕	24		
	引継対象未処理欠損金額の特例計算に おいて特定資産譲渡等損失相当額 から成る欠損金額とみなされた金額 (被合併法人等の別表七(一)付表三「10の計」)	18			控除未済欠損金額の特例計算に おいて特定資産譲渡等損失相当額 から成る欠損金額とみなされた金額 (当該法人の別表七(一)付表三「10の計」)	25		
	前期以前の適用期間における 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (前期以前の適用期間の(21))	19			前期以前の適用期間における 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (前期以前の適用期間の(28))	26		
	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 限 度 額 (17) - (18) - (19)	20			特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 限 度 額 (24) - (25) - (26)	27		
	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 〔((11)又は(別表十四(六)付表二「6」))と(20) のうち少ない金額〕	21			特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 〔((14)又は(別表十四(六)付表二「11」))と(27) のうち少ない金額〕	28		
事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算								
移過 転額が 価ある 産場合 超過	移 転 簿 価 資 産 超 過 額 〔 当 該 法 人 の 別 表 十 四 (六)付表一「7」-「6」〕	29	円	移 転 時 価 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	(31) ≤ (32) の場合	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	33	0
	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	30	0			前期以前の適用期間におけ る特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(36))	34	
移過 転額が 価ある 産場合 超過	移 転 時 価 資 産 超 過 額 〔 当 該 法 人 の 別 表 十 四 (六)付表一「6」-「7」〕	31			(31) > (32) の場合	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 限 度 額 (31) - (32) - (34)	35	
	特 例 切 捨 欠 損 金 額 (別表七(一)付表四「10の計」+「12」)	32				特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 ((14)と(35)のうち少ない金額)	36	